

第4章 介護サービス基盤の充実

第1節 介護サービス基盤の整備

1 介護サービスの種類とサービス量の見込み

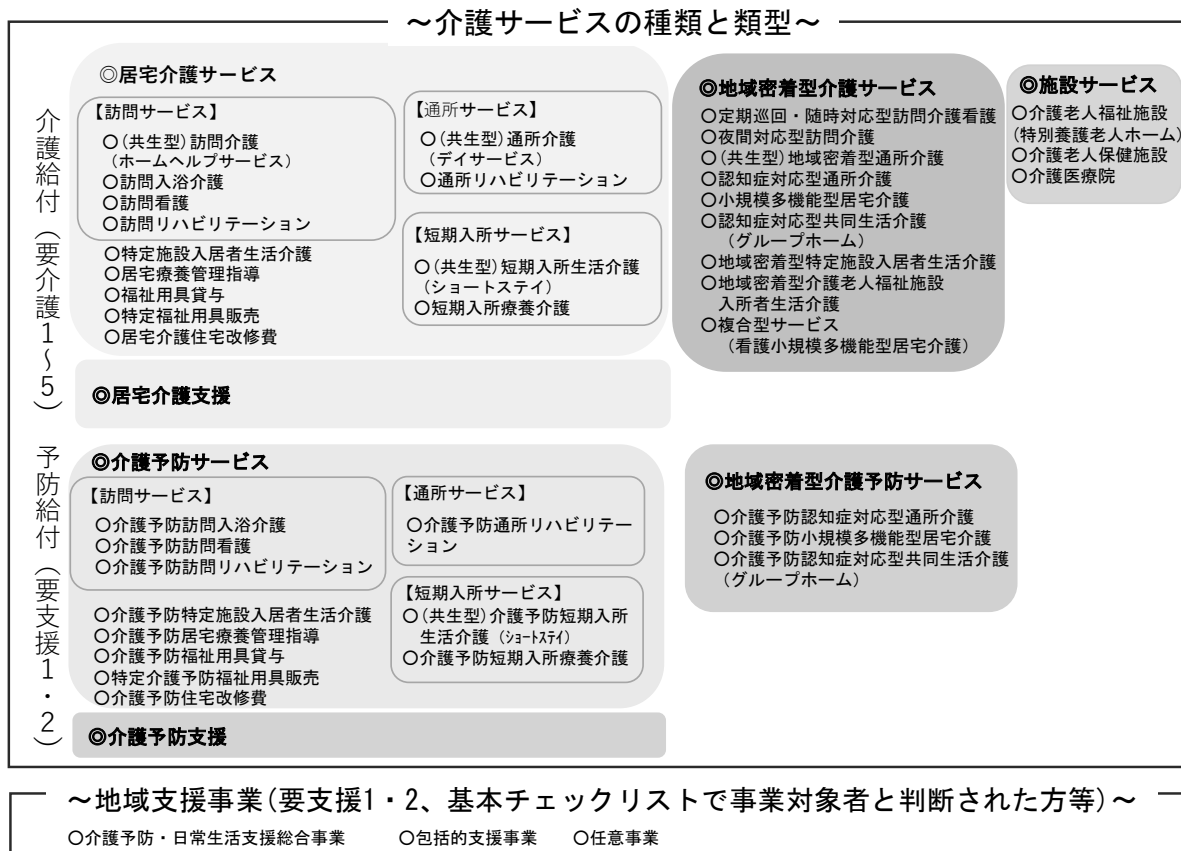
(1) 介護サービスの種類

① 介護給付対象サービス

市町村の要介護認定によって、常時介護が必要とされた要介護者には、介護の必要の程度に応じた介護サービスが提供されます。介護給付の対象となるサービスには、「居宅サービス」、「地域密着型サービス」、「施設サービス」があります。

② 予防給付対象サービス

市町村の要支援認定によって、要介護状態の軽減・悪化防止のための支援や日常生活の支援が必要とされた要支援者には、支援の必要の程度に応じた介護サービスが提供されます。予防給付の対象となるサービスには、「介護予防サービス」、「地域密着型介護予防サービス」があります。



(2) 介護保険対象サービスの量を見込むに当たっての基本的な考え方

① 居宅サービス及び地域密着型サービス

- 高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるようにするため、居宅サービスや地域密着型サービスの充実等により地域包括ケアシステムを深化・推進するとともに、介護する家族等の負担軽減を図ります。

- 特に、医療と介護の両方を必要とする方や中重度の要介護状態にある在宅の高齢者の増加に対応するため、訪問看護をはじめとする医療系サービスや、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護及び小規模多機能型居宅介護などの普及を促進します。

② 施設サービス

- 居宅サービスや地域密着型サービスを一層充実させることを基本としますが、一方で、居宅では介護の困難な重度の要介護者の増加や高齢者のニーズが多様化している実態を踏まえ、各市町村計画を基に、地域の実情に応じた施設サービスの計画的な整備・充実に努めます。

③ 地域包括支援センター

- 地域ケア会議の充実や職員に対する研修等を通じて、地域包括ケアシステム構築へ向けた中核的な機関である地域包括支援センターの機能強化を図ります。

82ページから105ページに記載している介護保険対象サービスの実績及び見込量については、令和3(2021)年度・令和4(2022)年度は実績を記載し、令和5(2023)年度以降は県内市町村が第9期介護保険事業計画策定のために推計したサービス量の見込みを集計したものです。

(3) 介護給付対象サービスの概要とサービス量の見込み

① 居宅サービス等

ア 居宅サービス

アー1 訪問介護(ホームヘルプサービス)

[概要]

- 訪問介護は、ホームヘルパーが居宅において介護が必要な人(以下「居宅要介護者」といいます。)の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。
- 県内の指定訪問介護事業所の数は、令和3(2021)年4月が454、令和5(2023)年9月が458となっています。
- 県全体での利用実績は、令和3(2021)年度が3,998,519回/年、令和4(2022)年度が4,109,944回/年となっています。

[基本的方向]

- ホームヘルパーの資質向上を図るための研修を実施します。
- 必要かつ適切なサービスが提供されるよう、事業者への指導・助言を行います。
- 共生型サービスがより普及するよう、必要な情報提供に努めます。

訪問介護のサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(回/年)	3,998,519	4,109,944	4,108,466	4,235,705	4,195,765	4,379,441

アー2 訪問入浴介護

[概要]

- 訪問入浴介護は、居宅要介護者の居宅を訪問し、浴槽を持ち込んで入浴の介護を行うサービスです。
- 県内の指定訪問入浴介護事業所の数は、令和3(2021)年4月が17、令和5(2023)年9月が15となっています。
- 県全体での利用実績は、令和3(2021)年度が20,475回/年、令和4(2022)年度が19,202回/年となっています。

[基本的方向]

- 必要かつ適切なサービスが提供されるよう、事業者への指導・助言を行います。

訪問入浴介護のサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(回/年)	20,475	19,202	20,191	22,224	22,601	23,402

ア-3 訪問看護

[概要]

- 訪問看護は、症状が安定期にあり、主治医が認めた居宅要介護者に対して、看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。
- 県内の指定訪問看護ステーションの数は、令和3(2021)年4月が144、令和5(2023)年9月が182となっています。
- 県全体での利用実績は、令和3(2021)年度が353,633回/年、令和4(2022)年度が370,386回/年となっています。

[基本的方向]

- 在宅における医療・看護ニーズの高まりにより、訪問看護は今後需要の増加も見込まれますので、県内全域でのサービス提供体制の確保を図ります。
- 事業者に対する助言や情報提供などにより、普及を促進します。

訪問看護のサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(回/年)	353,633	370,386	408,206	427,432	440,868	455,110

ア－４ 訪問リハビリテーション

[概要]

- 訪問リハビリテーションは、症状が安定期にあり、計画的な医学的管理の下におけるリハビリテーションを要すると主治医が認めた通院が困難な居宅要介護者に対し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅を訪問して、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なリハビリテーションを行うサービスです。
- 県全体での利用実績は、令和３（2021）年度が82,209回／年、令和４（2022）年度が75,361回／年となっています。

[基本的方向]

- リハビリテーション関係団体や養成施設等との連携を図りながら理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の確保に努めるとともに、研修等により資質の向上を図ります。
- 必要かつ適切なサービスが提供されるよう、事業者への指導・助言を行います。

訪問リハビリテーションのサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(回／年)	82,209	75,361	89,924	92,924	95,626	97,768

ア－５ 居宅療養管理指導

[概要]

- 居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、保健師、看護師、准看護師及び管理栄養士が、通院が困難な居宅要介護者に対し、居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うサービスです。
- 県全体での利用実績は、令和３（2021）年度が61,397人／年、令和４（2022）年度が65,981人／年となっています。

[基本的方向]

- 必要かつ適切なサービスが提供されるよう、事業者への指導・助言を行います。

居宅療養管理指導のサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(人/年)	61,397	65,981	72,420	75,624	78,552	81,936

アー 6 通所介護（デイサービス）

〔概要〕

- 通所介護は、居宅要介護者が、老人デイサービスセンター等に通り、その施設で入浴、食事の提供などの介護、その他の必要な日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。
- 県内の指定通所介護事業所の数は、令和3（2021）年4月が389、令和5（2023）年9月が387となっています。
- 県全体での利用実績は、令和3（2021）年度が2,403,436回/年、令和4（2022）年度が2,307,610回/年となっています。

〔基本的方向〕

- 必要かつ適切なサービスが提供されるよう、事業者への指導・助言を行います。
- 共生型サービスがより普及するよう、必要な情報提供に努めます。
- 小規模な通所介護事業所（利用定員が18人以下）については、平成28（2016）年4月から市町村が指定・監督する地域密着型サービスへ移行されました。

通所介護のサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(回/年)	2,403,436	2,307,610	2,313,964	2,411,048	2,463,512	2,518,616

アー 7 通所リハビリテーション（デイケア）

〔概要〕

- 通所リハビリテーションは、症状が安定期にあり、計画的な医学的管理の下にリハビリテーションが必要と主治医が認めた居宅要介護者に対し、介護老人保健施設、病院又は診療所において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なリハビリテーションを行うサービスです。

- 県内の指定通所リハビリテーション事業所の数は、令和3(2021)年4月が135、令和5(2023)年9月が125となっています。
- 県全体での利用実績は、令和3(2021)年度が477,296回/年、令和4(2022)年度が440,250回/年となっています。

[基本的方向]

- 必要かつ適切なサービスが提供されるよう、事業者への指導・助言を行います。

通所リハビリテーションのサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(回/年)	477,296	440,250	451,661	466,886	478,157	487,453

ア-8 短期入所生活介護（ショートステイ）

[概要]

- 短期入所生活介護は、居宅要介護者が特別養護老人ホーム等に短期間入所し、その施設で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。
- 県内の指定短期入所サービス事業所の数は、令和3(2021)年4月が119、令和5(2023)年9月で120となっています。
- 県全体での利用実績は、令和3(2021)年度が245,420日/年、令和4(2022)年度が219,919日/年となっています。

[基本的方向]

- 必要かつ適切なサービスが提供されるよう、事業者への指導・助言を行います。
- 共生型サービスがより普及するよう、必要な情報提供に努めます。

短期入所生活介護のサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(日/年)	245,420	219,919	232,320	249,318	251,904	254,814

ア－9 短期入所療養介護（ショートステイ）

[概要]

- 短期入所療養介護は、症状が安定期にある居宅要介護者が、一介護老人保健施設、介護医療院等に短期間入所し、その施設で、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療や日常生活上の世話をを行うサービスです。
- 県内の指定短期入所サービス事業所の数は、令和3(2021)年4月が71、令和5(2023)年9月で70となっています。
- 県全体での利用実績は、令和3(2021)年度が20,662日／年、令和4(2022)年度が18,864日／年となっています。

[基本的方向]

- 必要かつ適切なサービスが提供されるよう、事業者への指導・助言を行います。

短期入所療養介護のサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(日／年)	20,662	18,864	24,526	21,938	22,830	23,449

ア－10 特定施設入居者生活介護

[概要]

- 特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム等に入居している要介護者に対し、その施設で、サービス内容等を定めた計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行う介護サービスです。
- 特定施設入居者生活介護は、介護専用型特定施設（要介護者のみが入居する特定施設）と混合型特定施設（要介護者以外も入居する特定施設）とに区分されます。
- 県内の指定特定施設入居者生活介護事業所の数は、令和3(2021)年4月が76、令和5(2023)年9月で76となっています。
- 県全体での利用実績は、令和3(2021)年度が23,649人／年、令和4(2022)年度が23,403人／年となっています。

[基本的方向]

- 必要かつ適切なサービスが提供されるよう、事業者への指導・助言を行います。

特定施設入居者生活介護のサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(人/年)	23,649	23,403	22,836	24,816	29,412	29,868

ア-11 福祉用具貸与

[概要]

- 福祉用具貸与は、居宅要介護者に対し、福祉用具の貸与を行うサービスです。利用に当たっては、福祉用具専門相談員が福祉用具の利用方法やメンテナンスの相談に応じます。
- 県内の指定福祉用具貸与事業所の数は、令和3(2021)年4月が75、令和5(2023)年9月が71となっています。
- 県全体での利用実績は、令和3(2021)年度が215,179人/年、令和4(2022)年度が220,388人/年となっています。

[基本的方向]

- 必要かつ適切なサービスが提供されるよう、事業者への指導・助言を行います。
- 福祉用具の給付については、適切な貸与価格を確保する等の観点から、国が商品ごとに全国平均貸与価格を公表することや、貸与価格に一定の上限を設けること等の見直しが、平成30(2018)年10月から施行されました。

福祉用具貸与のサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(人/年)	215,179	220,388	222,384	229,704	235,980	242,364

ア-12 特定福祉用具販売

[概要]

- 特定福祉用具販売は、居宅要介護者に対し、入浴又は排せつの用に供する

所定の福祉用具の販売を行うサービスです。

利用に当たっては、福祉用具専門相談員が相談に応じます。

- 県内の指定特定福祉用具販売事業所の数は、令和3(2021)年4月が69、令和5(2020)年9月が72となっています。
- 県全体での利用実績は、令和3(2021)年度が2,971人/年、令和4(2022)年度が2,998人/年となっています。

[基本的方向]

- 必要かつ適切なサービスが提供されるよう、事業者への指導・助言を行います。

特定福祉用具販売のサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(人/年)	2,971	2,998	3,060	3,372	3,444	3,516

アー13 住宅改修

[概要]

- 住宅改修は、個々の利用者の身体等の状況に応じた適切な住宅改修を行う場合に、手すりの取付け等、小規模な住宅改修費用を支給するサービスです。
- 県全体での利用実績は、令和3(2021)年度が2,639人/年、令和4(2022)年度が2,715人/年となっています。

[基本的方向]

- 要介護者の身体等の状況に応じた適切な利用を図るため、市町村を支援します。

住宅改修のサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(人/年)	2,639	2,715	2,664	2,928	3,012	3,120

イ 居宅介護支援

[概要]

- 居宅介護支援は、要介護者の希望や心身の状況等を勘案し、介護サービス提供事業者等との連絡調整を行い、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成

や給付の管理を行うサービスです。介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介なども行います。

これら介護保険制度の要となる役割を、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が担っています。

- 県内の指定居宅介護支援事業所の数は、令和3(2021)年10月現在が437、令和4(2022)年が436となっています。
- 県全体での利用実績は、令和3(2021)年度が316,809人／年、令和4(2022)年度が317,818人／年となっています。

[基本的方向]

- 居宅介護支援事業所の指定権限は、平成30(2018)年4月から市町村に移譲されました。
- 必要かつ適切なサービスが提供されるよう、市町村による事業者に対する指導・助言への支援を行います。

居宅介護支援のサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(人／年)	316,809	317,818	318,060	327,168	332,220	340,140

② 地域密着型サービス

地域密着型サービスとは、要介護者が住み慣れた地域で生活することを支えるため、身近な市町村で提供されるサービスで、原則として事業所の所在する市町村の要介護者が利用できます。ただし、要介護者の希望に基づき、市町村が必要であると認める場合には、他の市町村の同意を得て、他の市町村に所在する事業所のサービスを利用することが可能です。

今後は、既存施設の有効活用等を図る観点から、広域利用を検討することが求められます。

アー 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(定期巡回・随時対応サービス)

[概要]

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、居宅要介護者に対し、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。
- 県内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の数は、令和

3 (2021)年4月が4、令和5 (2023)年9月が6となっています。

- 県全体での利用実績は、令和3 (2021)年度が550人／年、令和4 (2022)年度が801人／年となっています。
- 事業者は、運営に関する自己評価を行うとともに、第三者の観点からサービス評価 (外部評価) を1年に1回以上実施することとなっています。

[基本的方向]

- 市町村・事業者に対する助言や情報提供などにより、普及を促進します。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(人／年)	550	801	1,368	1,824	2,844	2,964

アー2 夜間対応型訪問介護 (夜間対応型ホームヘルプサービス)

[概要]

- 夜間対応型訪問介護は、夜間において、ホームヘルパーが、定期的な巡回もしくは通報により、居宅要介護者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。
- 県内の夜間対応型訪問介護事業所の数は、令和3 (2021)年4月が2、令和5 (2023)年9月が2となっています。
- 県全体での利用実績は、令和3 (2021)年度が70人／年、令和4 (2022)年度が40人／年となっています。

[基本的方向]

- 必要かつ適切なサービスが提供されるよう、市町村に対して助言を行います。

夜間対応型訪問介護のサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(人／年)	70	40	264	300	300	300

ア－3 地域密着型通所介護

[概要]

- 居宅サービスの通所介護（デイサービス）のうち、小規模な通所介護の事業所（利用定員が18人以下）については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることから、地域との連携や運営の透明性を確保するため、平成28（2016）年4月から地域密着型サービスに移行されました。
- 県内の指定地域密着型通所介護事業所の数は、令和3（2021）年4月が267、令和5（2023）年9月が248となっています。
- 県全体での利用実績は、令和3（2021）年度が609,341回／年、令和4（2022）年度が595,998回／年となっています。

[基本的方向]

- 必要かつ適切なサービスが提供されるよう、市町村に対して助言を行います。

地域密着型通所介護のサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(回／年)	609,341	595,998	591,542	622,322	636,809	650,389

ア－4 認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）

[概要]

- 認知症対応型通所介護は、認知症の居宅要介護者に対して、老人デイサービスセンター等において、入浴、食事の提供とそれに伴う介護その他の必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。
- 県内の指定認知症対応型通所介護事業所の数は、令和3（2021）年4月が31、令和5（2023）年9月が23となっています。
- 県全体での利用実績は、令和3（2021）年度が30,573回／年、令和4（2022）年度が30,072回／年となっています。

[基本的方向]

- 必要かつ適切なサービスが提供されるよう、市町村に対して助言を行います。

認知症対応型通所介護のサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(回/年)	30,573	30,072	30,098	32,845	34,608	35,136

ア－5 小規模多機能型居宅介護

[概要]

- 小規模多機能型居宅介護は、居宅要介護者に対し、その人の心身の状況、環境に応じて、その人の選択に基づいて、そのサービス拠点への通い、あるいは短期の宿泊により、入浴、排せつ、食事の提供とそれに伴う介護その他の必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。
- 県内の指定小規模多機能型居宅介護事業所の数は、令和3(2021)年4月が64、令和5(2023)年9月で59となっています。
- 県全体での利用実績は、令和3(2021)年度が13,590人/年、令和4(2022)年度が13,017人/年となっています。
- 事業者は、運営に関する自己評価を行うとともに、第三者の観点からサービス評価(外部評価)を1年に1回以上実施することとなっています。

[基本的方向]

- 市町村・事業者に対する助言や情報提供などにより、普及を促進します。

小規模多機能型居宅介護のサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(人/年)	13,590	13,017	12,120	12,912	13,500	14,352

ア－6 認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)

[概要]

- 認知症対応型共同生活介護は、認知症の要介護者に対して、その共同生活を営むべき住居(グループホーム)において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスであり、認知症の進行の抑止などの効果が評価されており、今後増加することが見込まれる認知症高齢者に対する中心的な介護サービスです。

- 県内の指定認知症対応型共同生活介護事業所の数は、令和3(2021)年4月が184、令和5(2023)年9月で183(定員2,554人)となっています。
- 県全体での利用実績は、令和3(2021)年度が28,865人/年、令和4(2022)年度が28,632人/年となっています。
- 事業者は、運営に関する自己評価を行うとともに、第三者の観点からサービス評価(外部評価)を原則として1年に1回は実施することとなっています。

[基本的方向]

- 必要かつ適切なサービスが提供されるよう、市町村に対して助言を行います。

認知症対応型共同生活介護のサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(人/年)	28,865	28,632	28,224	29,616	31,176	31,668

ア-7 地域密着型特定施設入居者生活介護

[概要]

- 地域密着型特定施設入居者生活介護は、入居定員が29人以下である有料老人ホーム等に入居している要介護者に対して、その施設で、サービス内容等を定めた計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービスです。
- 県内の地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の数は、令和5(2023)年9月末現在で1(定員18)となっています。
- 県全体の利用実績は、令和3(2021)年度が214人/年、令和4(2022)年度が212人/年となっています。

[基本的方向]

- 必要かつ適切なサービスが提供されるよう、市町村に対して助言を行います。

地域密着型特定施設入居者生活介護のサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(人/年)	214	212	216	216	216	216

ア－８ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

[概要]

- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型介護老人福祉施設（定員が29人以下の特別養護老人ホーム）に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスです。
- 県内の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所の数は、令和6(2024)年3月（見込み）が13（定員340人）となっています。
- 県全体での利用実績は、令和3(2021)年度が3,646人／年、令和4(2022)年度が3,503人／年となっています。

[基本的方向]

- 必要かつ適切なサービスが提供されるよう、市町村に対して助言を行います。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(人／年)	3,646	3,503	3,552	4,104	4,728	4,728

ア－９ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

[概要]

- 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）は、居宅要介護者に対し、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護を組み合わせ提供するサービスで、通い、泊まり、訪問介護、看護のサービスを提供します。
- 県内の指定看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）事業所の数は、令和3(2021)年4月が11、令和5(2023)年9月が12となっています。
- 県全体での利用実績は、令和3(2021)年度が2,850人／年、令和4(2022)年度が3,331人／年となっています。
- 事業者は、運営に関する自己評価を行うとともに、第三者の観点からサービス評価（外部評価）を1年に1回以上実施することとなっています。

[基本的方向]

- 市町村・事業者に対する助言や情報提供などにより、普及を促進します。

看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）のサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(人/年)	2,850	3,331	3,516	3,528	4,680	5,112

③ 施設サービス

[現況]

- 介護保険施設は、重度の要介護者へのサービスの拠点としてはもちろんのこと、地域における居宅サービスの拠点としても重要な役割を担っています。
- 介護保険施設については、集団処遇型のケアから個人の自立を尊重したケアへの転換を図ることが求められており、地域の実情に応じて、従来の多床室を主体とする居住環境を改善していく必要があります。
- 介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む）については、居宅における生活が困難な重度の要介護者を支える施設としての役割を充実させる必要があります。

[基本的方向]

- 各市町村計画を基に、地域の実情に応じた施設サービスの計画的な整備・充実に努めます。

ア－1 介護老人福祉施設

[概要]

- 介護老人福祉施設（定員が30人以上の特別養護老人ホーム）は、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設で、令和6(2024)年3月(見込み)で95施設、定員5,782人(地域密着型を含めると108施設、定員6,122人)となっています。

介護老人福祉施設のサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(人/年)	65,929	64,543	63,516	64,908	65,496	65,556

ア－２ 介護老人保健施設

[概要]

- 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療及び日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設で、令和6(2024)年3月(見込み)で43施設、定員3,223人となっています。

介護老人保健施設のサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(人/年)	36,463	35,480	35,160	35,700	36,684	36,744

ア－３ 介護医療院

[概要]

- 介護医療院は、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療及び日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設で、令和6(2024)年3月現在(見込み)で18施設、定員630人となっています。

介護医療院のサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(人/年)	3,543	5,149	7,488	9,384	9,540	9,612

(4) 予防給付対象サービスの概要とサービス量の見込み

① 介護予防サービス等

ア 介護予防サービス

以下のそれぞれのサービスについて、居宅サービスと一体となった施策を進めます。なお、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、平成29(2017)年4月から全市町村において介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。

ア－1 介護予防訪問入浴介護

[概要]

- 介護予防訪問入浴介護は、居宅要支援者の介護予防を目的として、居宅を訪問し、浴槽を持ち込んで入浴の支援を行うサービスです。
- 県全体での利用実績は、令和3(2021)年度が112回/年、令和4(2022)年度が70回/年となっています。

[基本的方向]

- 必要かつ適切なサービスが提供されるよう、事業者への指導・助言を行います。

介護予防訪問入浴介護のサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(回/年)	112	70	0	137	137	137

ア－2 介護予防訪問看護

[概要]

- 介護予防訪問看護は、主治医が認めた居宅要支援者に対し、介護予防を目的として、看護師等が居宅を訪問して療養上の支援又は必要な診療の補助を行うサービスです。
- 県全体での利用実績は、令和3(2021)年度が38,040回/年、令和4(2022)年度が40,017回/年となっています。

[基本的方向]

- 在宅における医療・看護ニーズの高まりにより、訪問看護は今後需要の増加も見込まれますので、サービスの供給体制の確保を図ります。

- 必要かつ適切なサービスが提供されるよう、事業者への指導・助言を行います。

介護予防訪問看護のサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(回/年)	38,040	40,017	48,541	50,692	52,002	53,501

ア－3 介護予防訪問リハビリテーション

[概要]

- 介護予防訪問リハビリテーションは、主治医が認めた通院が困難な居宅要支援者に対し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅を訪問して、自立した日常生活を営むことができるよう介護予防を目的としたリハビリテーションを行うサービスです。
- 県全体での利用実績は、令和3(2021)年度が11,153回/年、令和4(2022)年度が11,497回/年となっています。

[基本的方向]

- リハビリテーション関係団体や養成施設等との連携を図りながら理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の確保に努めるとともに、研修等により資質の向上を図ります。
- 必要かつ適切なサービスが提供されるよう、事業者への指導・助言を行います。

介護予防訪問リハビリテーションのサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(回/年)	11,153	11,497	12,641	14,630	15,091	15,551

ア－4 介護予防居宅療養管理指導

[概要]

- 介護予防居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師等が、通院が困難な居宅要支援者の居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて介護予防を目的とした療養上の管理及び指導を行うサービスです。
- 県全体での利用実績は、令和3(2021)年度が2,238人/年、令和4(2022)年度が2,332人/年となっています。

[基本的方向]

- 必要かつ適切なサービスが提供されるよう、事業者への指導・助言を行います。

介護予防居宅療養管理指導のサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(人/年)	2,238	2,332	2,760	2,964	2,964	3,084

ア－5 介護予防通所リハビリテーション（介護予防デイケア）

[概要]

- 介護予防通所リハビリテーションは、主治医が認めた居宅要支援者に対し、介護老人保健施設、病院又は診療所において、自立した日常生活を営むことができるよう介護予防を目的としたリハビリテーションを行うサービスです。
- 県全体での利用実績は、令和3(2021)年度が22,533人/年、令和4(2022)年度が22,050人/年となっています。

[基本的方向]

- 必要かつ適切なサービスが提供されるよう、事業者への指導・助言を行います。

介護予防通所リハビリテーションのサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(人/年)	22,533	22,050	22,200	22,824	23,136	23,508

ア－6 介護予防短期入所生活介護（介護予防ショートステイ）

[概要]

- 介護予防短期入所生活介護は、居宅要支援者が特別養護老人ホーム等に短期間入所し、その施設で、介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。
- 介護する家族の負担軽減の点でも効果の高いサービスなので、必要に応じた供給を確保するとともに、その質の向上を図ることが必要です。
- 県全体での利用実績は、令和3(2021)年度が4,196日/年、令和4(2022)年度が4,008日/年となっています。

[基本的方向]

- 必要かつ適切なサービスが提供されるよう、事業者への指導・助言を行います。

介護予防短期入所生活介護のサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(日/年)	4,196	4,008	4,793	6,012	6,145	6,395

ア－7 介護予防短期入所療養介護（介護予防ショートステイ）

[概要]

- 介護予防短期入所療養介護は、適当と認められた居宅要支援者が、介護老人保健施設等に短期間入所し、その施設で、介護予防を目的として、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療や日常生活上の支援を行うサービスです。
- 介護する家族の負担軽減の点でも効果の高いサービスなので、必要に応じた供給を確保するとともに、その質の向上を図ることが必要です。
- 県全体での利用実績は、令和3(2021)年度が643日/年、令和4(2022)年度が251日/年となっています。

[基本的方向]

- 必要かつ適切なサービスが提供されるよう、事業者への指導・助言を行います。

介護予防短期入所療養介護のサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(日/年)	643	251	72	173	178	182

ア－8 介護予防特定施設入居者生活介護

[概要]

- 介護予防特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム等に入居している要支援者に対して、介護予防を目的として、その施設で、サービス内容等を定めた計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の支援を行うサービスです。
- 県全体での利用実績は、令和3(2021)年度が3,165人/年、令和4(2022)

年度が3,007人／年となっています。

[基本的方向]

- 必要かつ適切なサービスが提供されるよう、事業者への指導・助言を行います。

介護予防特定施設入居者生活介護のサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(人／年)	3,165	3,007	3,024	3,204	3,240	3,324

ア－9 介護予防福祉用具貸与

[概要]

- 介護予防福祉用具貸与は、居宅要支援者に対し、福祉用具の貸与を行うサービスです。利用に当たっては、福祉用具専門相談員が用具の利用方法やメンテナンスの相談に応じます。

- 県全体での利用実績は、令和3(2021)年度が48,092人／年、令和4(2022)年度が49,913人／年となっています。

[基本的方向]

- 必要かつ適切なサービスが提供されるよう、事業者への指導・助言を行います。

介護予防福祉用具貸与のサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(人／年)	48,092	49,913	52,068	53,244	53,988	54,984

ア－10 特定介護予防福祉用具販売

[概要]

- 特定介護予防福祉用具販売は、居宅要支援者に対し、入浴又は排せつの用に供する所定の福祉用具の販売を行うサービスです。

利用に当たっては、福祉用具専門相談員が相談に応じます。

- 県全体での利用実績は、令和3(2021)年度が1,474人／年、令和4(2022)年度が1,482人／年となっています。

[基本的方向]

- 必要かつ適切なサービスが提供されるよう、事業者への指導・助言を行います。

特定介護予防福祉用具販売のサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数(人/年)	1,474	1,482	1,428	1,668	1,692	1,752

ア-11 介護予防住宅改修

[概要]

- 介護予防住宅改修費は、個々の利用者の身体等の状況に応じた適切な住宅改修を行う場合に、手すりの取付け等、小規模な住宅改修費用を支給するサービスです。
- 県全体の利用実績は、令和3(2021)年度が1,999人/年、令和4(2022)年度が1,988人/年となっています。

[基本的方向]

- 要支援者の身体等の状況に応じた適切な利用を図るため、市町村を支援します。

介護予防住宅改修のサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(人/年)	1,999	1,988	2,052	2,208	2,256	2,280

イ 介護予防支援

[概要]

- 介護予防支援は、要支援者の希望や心身の状況等を勘案し、サービス提供事業者との連絡調整を行い、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成などを行います。
この役割は、地域包括支援センターの設置者が介護予防支援事業者の指定を受けて実施しており、主に当該センターの保健師等が担っています。なお、令和6年度から、介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託できるようになりました。

- 県全体での利用実績は、令和3(2021)年度が64,244人/年、令和4(2022)

年度が65,410人／年となっています。

[基本的方向]

- 公正性、中立性を確保するため、従事者の資質向上のために必要な研修等を実施します。

介護予防支援のサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(人／年)	64,244	65,410	67,212	68,784	69,192	70,500

② 地域密着型介護予防サービス

予防給付対象サービスにおいても、地域密着型のサービスとして以下のサービスがあります。

ア－1 介護予防認知症対応型通所介護(介護予防認知症対応型デイサービス)

[概要]

- 介護予防認知症対応型通所介護は、認知症の居宅要支援者に対して、老人デイサービスセンター等において、介護予防を目的とした入浴、食事の提供とそれに伴う介護その他の必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。
- 県全体での利用実績は、令和3(2021)年度が476回／年、令和4(2022)年度が423回／年となっています。

[基本的方向]

- 必要かつ適切なサービスが提供されるよう、市町村に対して助言を行います。

介護予防認知症対応型通所介護のサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(回／年)	476	423	427	572	575	577

ア－2 介護予防小規模多機能型居宅介護

[概要]

- 介護予防小規模多機能型居宅介護は、居宅要支援者の心身の状況、環境等に応じて、その方の選択に基づいて、居宅において、サービス拠点への通い、

あるいは短期の宿泊により、介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事の提供とそれに伴う支援その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。

- 県全体での利用実績は、令和3(2021)年度が1,470人／年、令和4(2022)年度が1,352人／年となっています。

[基本的方向]

- 市町村・事業者に対する助言や情報提供などにより、普及を促進します。

介護予防小規模多機能型居宅介護のサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(人／年)	1,470	1,352	1,392	1,452	1,632	1,776

ア－3 介護予防認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症高齢者グループホーム)

[概要]

- 介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症の要支援者に対して、共同生活を営むべき住居（グループホーム）において、介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。
- 県全体での利用実績は、令和3(2021)年度が274人／年、令和4(2022)年度が341人／年となっています。

[基本的方向]

- 必要かつ適切なサービスが提供されるよう、市町村に対して助言を行います。

介護予防認知症対応型共同生活介護のサービスの実績及び見込量

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
サービス量(人／年)	274	341	432	444	456	468

◆介護給付対象サービスのサービス量の見込み（県全体）

① 居宅サービス等

種 別	単位	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030) (参考推計)	令和22年度 (2040) (参考推計)
訪問介護	回／年	4,235,705	4,195,765	4,379,441	4,539,125	5,364,157
訪問入浴介護	回／年	22,224	22,601	23,402	24,131	26,814
訪問看護	回／年	427,432	440,868	455,110	474,262	540,623
訪問リハビリテーション	回／年	92,924	95,626	97,768	104,074	117,718
居宅療養管理指導	人／年	75,624	78,552	81,936	85,896	99,816
通所介護	回／年	2,411,048	2,463,512	2,518,616	2,604,973	2,907,725
通所リハビリテーション	回／年	466,886	478,157	487,453	504,245	552,407
短期入所生活介護	日／年	249,318	251,904	254,814	264,508	289,742
短期入所療養介護	日／年	21,938	22,830	23,449	24,690	27,756
特定施設入居者生活介護	人／年	24,816	29,412	29,868	30,864	33,084
福祉用具貸与	人／年	229,704	235,980	242,364	252,456	281,304
特定福祉用具販売	人／年	3,372	3,444	3,516	3,660	4,104
住宅改修	人／年	2,928	3,012	3,120	3,192	3,564
居宅介護支援	人／年	327,168	332,220	340,140	354,144	395,928

② 地域密着型サービス

種 別	単位	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030) (参考推計)	令和22年度 (2040) (参考推計)
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人／年	1,824	2,844	2,964	3,108	3,588
夜間対応型訪問介護	人／年	300	300	300	312	312
地域密着型通所介護	回／年	622,322	636,809	650,389	674,264	748,223
認知症対応型通所介護	回／年	32,845	34,608	35,136	36,557	41,321
小規模多機能型居宅介護	人／年	12,912	13,500	14,352	15,024	16,860
認知症対応型共同生活介護	人／年	29,616	31,176	31,668	32,988	36,552
地域密着型 特定施設入居者生活介護	人／年	216	216	216	216	216
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	人／年	4,104	4,728	4,728	4,872	5,052
看護小規模多機能型 居宅介護	人／年	3,528	4,680	5,112	5,364	5,976

③ 施設サービス

種 別	単位	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030) (参考推計)	令和22年度 (2040) (参考推計)
介護老人福祉施設	人／年	64,908	65,496	65,556	70,032	76,668
介護老人保健施設	人／年	35,700	36,684	36,744	39,648	43,320
介護医療院	人／年	9,384	9,540	9,612	9,960	10,524

◆ 予防給付対象サービスのサービス量の見込み（県全体）

① 介護予防サービス等

種 別	単 位	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030) (参考推計)	令和22年度 (2040) (参考推計)
介護予防訪問入浴介護	回／年	137	137	137	140	140
介護予防訪問看護	回／年	50,692	52,002	53,501	56,737	60,941
介護予防訪問 リハビリテーション	回／年	14,630	15,091	15,551	17,172	18,878
介護予防居宅療養管理指導	人／年	2,964	2,964	3,084	3,216	3,564
介護予防通所 リハビリテーション	人／年	22,824	23,136	23,508	24,948	26,712
介護予防短期入所生活介護	日／年	6,012	6,145	6,395	6,656	7,232
介護予防短期入所療養介護	日／年	173	178	182	182	228
介護予防特定施設入居者 生活介護	人／年	3,204	3,240	3,324	3,552	3,828
介護予防福祉用具貸与	人／年	53,244	53,988	54,984	58,404	62,184
特定介護予防福祉用具販売	人／年	1,668	1,692	1,752	1,860	2,016
介護予防住宅改修	人／年	2,208	2,256	2,280	2,436	2,592
介護予防支援	人／年	68,784	69,192	70,500	74,820	79,872

② 地域密着型介護予防サービス

種 別	単 位	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030) (参考推計)	令和22年度 (2040) (参考推計)
介護予防認知症対応型 通所介護	回／年	572	575	577	586	586
介護予防小規模多機能型 居宅介護	人／年	1,452	1,632	1,776	1,896	2,028
介護予防認知症対応型 共同生活介護	人／年	444	456	468	492	516

◆施設・居住系サービスの必要入所（利用）定員総数

- 必要入所（利用）定員総数とは、介護保険施設・居住系サービスの見込量を基に、年度ごと、高齢者保健福祉圏域ごとに必要な施設の定員を定めるものであり、その範囲内で施設の整備を推進します。
- 本計画における必要入所（利用）定員総数は、各市町村が見込んだ介護保険施設・居住系サービスの見込量、施設の整備計画等を基に設定したものです。

(単位:人)

圏域	種別	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
宮崎東諸県	介護老人福祉施設	1,699 <22>	1,699 <22>	1,699 <22>	1,699 <22>
	介護老人保健施設	1,077	1,077	1,127	1,127
	介護医療院	187	187	187	187
	介護専用型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	混合型特定施設入居者生活介護	470	521	752	752
	認知症対応型共同生活介護	782	809	890	890
	圏域計	4,215 <22>	4,293 <22>	4,655 <22>	4,655 <22>
日南串間	介護老人福祉施設	525 <29>	531 <29>	531 <29>	531 <29>
	介護老人保健施設	347	347	347	347
	介護医療院	81	81	81	81
	介護専用型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	混合型特定施設入居者生活介護	78	78	78	78
	認知症対応型共同生活介護	117	117	126	126
	圏域計	1,148 <29>	1,154 <29>	1,163 <29>	1,163 <29>
都城北諸県	介護老人福祉施設	1,061 <133>	1,061 <133>	1,090 <162>	1,090 <162>
	介護老人保健施設	463	463	463	463
	介護医療院	12	12	12	12
	介護専用型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	混合型特定施設入居者生活介護	159	159	159	159
	認知症対応型共同生活介護	432	432	432	441
	圏域計	2,127 <133>	2,127 <133>	2,156 <162>	2,165 <162>
西諸	介護老人福祉施設	651 <58>	651 <58>	651 <58>	651 <58>
	介護老人保健施設	280	280	280	280
	介護医療院	10	60	60	60
	介護専用型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	混合型特定施設入居者生活介護	80	80	80	80
	認知症対応型共同生活介護	405	405	405	405
	圏域計	1,426 <58>	1,476 <58>	1,476 <58>	1,476 <58>
西都児湯	介護老人福祉施設	704 <58>	733 <87>	733 <87>	733 <87>
	介護老人保健施設	305	305	305	305
	介護医療院	33	34	34	34
	介護専用型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	混合型特定施設入居者生活介護	135	164	164	164
	認知症対応型共同生活介護	252	252	252	252
	圏域計	1,429 <58>	1,488 <87>	1,488 <87>	1,488 <87>

圏域	種別	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
日向入郷	介護老人福祉施設	616 <0>	616 <0>	616 <0>	616 <0>
	介護老人保健施設	216	216	216	216
	介護医療院	98	98	98	98
	介護専用型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	混合型特定施設入居者生活介護	161	161	161	161
	認知症対応型共同生活介護	234	225	225	225
	圏域計	1,325 <0>	1,316 <0>	1,316 <0>	1,316 <0>
延岡	介護老人福祉施設	696 <40>	696 <40>	696 <40>	696 <40>
	介護老人保健施設	535	535	535	535
	介護医療院	129	129	129	129
	介護専用型特定施設入居者生活介護	30	30	30	30
	混合型特定施設入居者生活介護	210	210	210	210
	認知症対応型共同生活介護	305	305	305	305
	圏域計	1,905 <40>	1,905 <40>	1,905 <40>	1,905 <40>
西臼杵	介護老人福祉施設	170 <0>	170 <0>	170 <0>	170 <0>
	介護老人保健施設	0	0	0	0
	介護医療院	80	98	98	98
	介護専用型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	混合型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	認知症対応型共同生活介護	45	45	45	45
	圏域計	295 <0>	313 <0>	313 <0>	313 <0>

	種別	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
県計	介護老人福祉施設	6,122 <340>	6,157 <369>	6,186 <398>	6,186 <398>
	介護老人保健施設	3,223	3,223	3,273	3,273
	介護医療院	630	699	699	699
	介護専用型特定施設入居者生活介護	30	30	30	30
	混合型特定施設入居者生活介護	1,293	1,373	1,604	1,604
	認知症対応型共同生活介護	2,572	2,590	2,680	2,689
	県計	13,870 <340>	14,072 <369>	14,472 <398>	14,481 <398>

- 1 < > の数値は、地域密着型介護老人福祉施設（定員29人以下の特別養護老人ホーム）の定員数（内数）。
- 2 混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数は、厚生労働省令に基づき、指定を受けた利用定員の70%で換算した数値（なお、この必要利用定員総数には、養護老人ホームは含まない）。
- 3 認知症対応型共同生活介護は、市町村の介護保険事業計画で定める必要利用定員総数（令和5（2023）年12月末時点の見込み）の合計値。

(5) 地域支援事業

[概要]

- 地域支援事業は、高齢者等が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために、市町村が以下のような事業を行うものです。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

- ア 市町村が必要と認める要介護者、要支援者及び基本チェックリストで事業対象者と判断された方を対象とした介護予防・生活支援サービス事業
- イ 全ての第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる方を対象とした一般介護予防事業

② 包括的支援事業

- ア 地域包括支援センターの運営
 - ・ 総合相談支援業務（高齢者の相談対応、実態把握等）
 - ・ 権利擁護業務（高齢者虐待への対応等）
 - ・ 包括的・継続的マネジメント支援業務（支援困難事例に関する介護支援専門員への助言、地域の介護支援専門員のネットワークづくり等）
 - ・ 地域ケア会議の実施
- イ 在宅医療・介護連携推進事業
- ウ 生活支援体制整備事業
- エ 認知症総合支援事業
 - ・ 認知症初期集中支援推進事業（認知症初期集中支援チームの個別訪問等による初期支援）
 - ・ 認知症地域支援推進員等設置事業（医療機関、介護サービスの間の連携及び認知症の相談業務等）
 - ・ 認知症ケア向上推進事業（認知症地域支援推進員等を活用した対応困難事例に対するアドバイスの実施や認知症カフェなど認知症に関する知識を習得・情報交換する場の提供）

③ 任意事業

- 介護給付費等適正化事業、家族介護支援事業など、地域の実情に応じた事業の実施

[基本的方向]

- 地域支援事業の実施主体である市町村に対して、情報の提供、職員の資質向上を図るための研修の開催等により、円滑な運営を支援します。

介護サービス等の全体像

介護給付（要介護 1～5）

予防給付（要支援 1～2）

地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業

（要支援 1～2、それ以外の者）

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス（訪問介護相当サービス、サービスA～D）
 - ・通所型サービス（通所介護相当サービス、サービスA～C）
 - ・生活支援サービス（配食等）
 - ・介護予防支援事業（ケアマネジメント）
- 一般介護予防事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
- 在宅医療・介護連携推進事業
- 生活支援体制整備事業
- 認知症総合支援事業

任意事業

- 介護給付費等適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

[参考]

○地域支援事業費の実績及び見込み量

単位：千円

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護予防・日常生活支援総合事業費	2,763,139	2,709,872	3,018,784	3,060,563	3,158,721	3,194,441
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	1,880,437	1,912,790	2,143,305	2,199,040	2,221,018	2,219,818
包括的支援事業（社会保障充実分）	466,270	487,114	569,127	571,617	599,211	607,221
合計	5,109,846	5,109,776	5,731,216	5,831,220	5,978,950	6,021,480

○介護予防・日常生活支援総合事業のうち訪問介護相当サービス費、通所介護相当サービス費及び各利用者数の実績及び見込み量

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
訪問介護相当サービス	事業費（千円）	459,028	425,704	442,804	452,280	480,090	483,270
	利用者数（人/年）	29,196	27,456	29,076	28,656	30,144	30,312
通所介護相当サービス	事業費（千円）	1,548,964	1,530,571	1,551,991	1,609,915	1,648,006	1,683,437
	利用者数（人/年）	56,892	55,464	57,696	59,280	60,492	61,680

※令和3年度は実績値、令和4年度は暫定値、令和5年～8年度は市町村の推計値の集計。（地域包括ケア「見える化」システムより集計）

※従来、保険給付（予防給付）として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスへ移行しています。

(6) 地域包括支援センター

[概要]

- 地域包括支援センターは、住民の心身の健康保持及び生活安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上、福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。
- 設置主体は、市町村または市町村から委託を受けた法人で、令和5(2023)年7月現在、全市町村に70箇所設置されています。

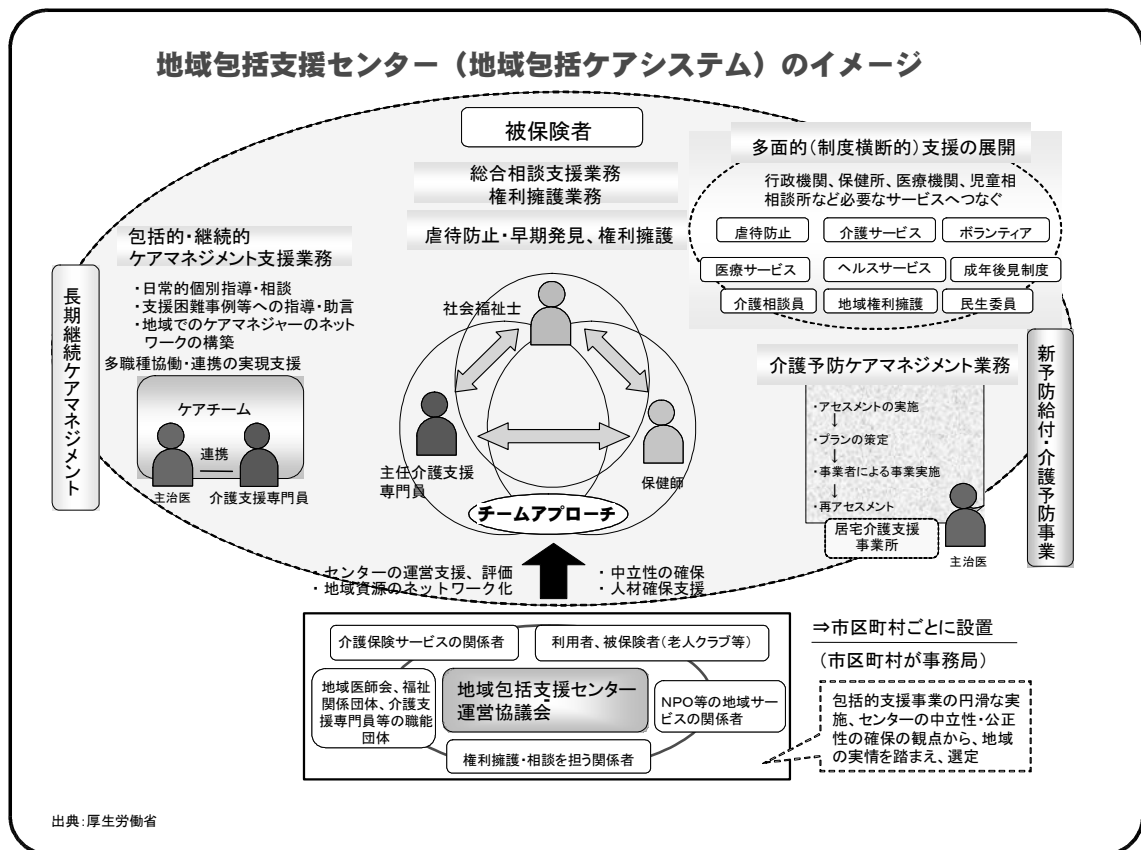
<市町村別設置状況>

宮崎市19箇所、都城市7箇所、延岡市11箇所、日南市4箇所、小林市3箇所、日向市5箇所、西都市2箇所、他の市町村は各1箇所

- 市町村機能の一部として地域の最前線に立ち、高齢者等の総合相談に応じ、各種の保健福祉サービスの情報提供や関係機関との連絡調整、高齢者の権利擁護業務、介護予防のケアマネジメント、地域の介護支援専門員の支援など地域包括ケアシステム構築へ向けた中核的な機関です。
- 地域包括支援センターには、介護予防や権利擁護、認知症に関することなど、幅広い業務に対応するため、原則として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3種の専門職が配置されています。
- 地域包括支援センターの設置、運営に関しては、その公正・中立性を確保するために市町村ごとに、「地域包括支援センター運営協議会」を設置しています。
- 地域包括支援センターは、市町村から指定を受けることにより、介護予防支援事業者として予防給付に係るマネジメント業務を行っています。なお、令和6年度から、介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託できることとなりました。

[基本的方向]

- 地域包括支援センターの機能が適切に実施できるよう、情報提供や必要な助言を行います。
- 地域包括支援センター職員等を対象とした研修を実施し、資質の向上を図ります。



(7) 要支援・要介護認定の適切な実施

[現況]

- 被保険者が介護保険サービスを受けるには、市町村の要介護・要支援認定を受ける必要があります。
- 認定の公平性や客観性を確保するため、認定調査員、主治医意見書を記載する医師、介護認定審査会の委員等への研修会を開催しています。

[基本的方向]

- 要介護認定や介護認定審査会に従事する者を対象に研修を実施し、認定を行う市町村の支援を行います。

2 介護保険対象外サービス

(1) 養護老人ホーム

[概要]

- 養護老人ホームは、65歳以上で、家庭環境や経済的理由等により、居宅において養護を受けることが困難な者を市町村長の措置により入所させる施設です。
- 令和5(2023)年12月末現在で、33施設、入所定員1,803人となっています。
- 老朽化に伴い生活の場としての機能の低下がみられるなど、居住環境の改善が必要な施設があります。

[基本的方向]

- 現在の入所定員を維持することとします。
- 老朽化した施設の計画的な改築等により、入所者の居住環境の改善を図ります。

養護老人ホームの必要入所定員総数（令和8(2026)年度）

(単位：人)

宮崎 東諸県	日南 串間	都城 北諸県	西諸	西都 児湯	日向 入郷	延岡	西臼杵	合計
394	250	370	150	210	220	100	109	1,803

(2) 軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス）

[概要]

- 軽費老人ホームは、原則60歳以上で、自立した日常生活を営むには不安が認められ、家族の援助を受けることが困難な者を、無料又は低額な料金で入所させ、食事の提供等の日常生活上必要なサービスを提供する施設です（A型、B型、ケアハウスは、居室面積等の条件が異なります。）。
- 令和5(2023)年12月末現在で、21施設、入所定員700人（うちA型は2施設、定員100人／ケアハウスは19施設、定員600人）となっています。
- 住環境に対するニーズが多様化しており、新たな需要は見込まれない状況にあります。

[基本的方向]

- 現在の入所定員を維持することとします。

- 今後、軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス）の3類型は、ケアハウスに統一されるため、既存のA型については、建て替えの機会などにケアハウスへの円滑な移行を促進していきます。

軽費老人ホームの入所定員総数の見込み（令和8（2026）年度）

（単位：人）

宮崎東諸県	日南串間	都城北諸県	西諸	西都児湯	日向入郷	延岡	西臼杵	合計
440	40	90	30	10	70	20	0	700

(3) 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

〔概要〕

- 生活支援ハウスは、高齢等のため独立して生活することに不安のある人に、居住機能のみならず、介護支援機能、交流機能を総合的に提供する小規模な複合施設です。
- 令和5（2023）年4月で、10箇所、定員118人となっています。

〔基本的方向〕

- 一人暮らし高齢者等の増加により、今後とも必要性が見込まれることから、市町村に対して、運営状況の確認を行います。

(4) 有料老人ホーム

〔概要〕

- 有料老人ホームは、高齢者を入居させて、食事の提供等の日常生活上必要なサービスを提供する施設です。
- 有料老人ホームには3つの類型があり、「介護付」、「住宅型」、「健康型」に分類されます。

類 型	類 型 の 説 明
介護付	介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。
住宅型	生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。
健康型	食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合、契約を解除し退去しなければなりません。

- 独居や高齢者のみの世帯が増加する中、高齢者が介護等の必要な支援を受けながら安心して住み続けられる場として、有料老人ホームが多様なニーズの受け皿となっており、県内の届出数は、令和5(2023)年10月1日現在で、498施設、定員12,839人となっています。

有料老人ホームの設置届出状況（令和5(2023)年10月1日現在）（単位：人）

	宮崎 東諸県	日南 串間	都城 北諸県	西諸	西都 児湯	日向 入郷	延岡	西臼杵	合計
介護付有料老人ホーム	599 (506)	140 (130)	168 (168)	97 (85)	153 (153)	200 (200)	330 (330)	－	1,687 (1,572)
住宅型有料老人ホーム	4,999	806	2,070	609	852	601	1,122	73	11,132
健康型有料老人ホーム	20	－	－	－	－	－	－	－	20
合計	5,618	946	2,238	706	1,005	801	1,452	73	12,839

()は、特定施設入所生活介護の指定定員（内数）

[基本的方向]

- 有料老人ホームが増加する中、県では、国の指針に基づいて策定した有料老人ホーム設置運営指導指針等により、施設に対して必要な助言・指導等を行うことで、入居者の安全、安心な生活が維持できるよう、有料老人ホームの質の確保に努めます。
- 介護保険制度改正において、入居者保護のため、更なる指導徹底を図る観点から、老人福祉法が改正され、令和3年度から、県に届出のあった有料老人ホームの情報を市町村に通知することを義務づけられるとともに、未届の疑いのある有料老人ホームを市町村が発見したときは、県に通知するよう努めることとされたことを受け、引き続き、市町村と連携の上、有料老人ホームの運営実態の把握に努めます。
- 老人福祉法の規定により、有料老人ホームは供与する介護等の内容等の情報を開示することとされており、令和3年度からは、より詳細な情報の検索が容易となるよう、厚生労働省の提供する介護サービス情報公表システムを活用するなど、各有料老人ホームが提供するサービスの内容等の積極的な公表を推進します。

(5) サービス付き高齢者向け住宅

[概要]

- サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者単身・夫婦世帯が安心して暮らすことができるよう、一定のバリアフリー構造等を有し、高齢者の生活を支援する安否確認等のサービスを提供する住宅です。

- 県内のサービス付き高齢者向け住宅の登録数は、令和5(2023)年7月1日現在で、29件、1,095戸となっています。

サービス付き高齢者向け住宅の登録状況（令和5(2023)年7月1日現在）

(単位：件、戸)

	宮崎 東諸県	日南 串間	都城 北諸県	西諸	西都 児湯	日向 入郷	延岡	西臼杵	合計
件数	7	2	8	1	3	1	7	-	29
戸数	285	76	433	5	91	13	192	-	1,095

[基本的方向]

- 民間事業者等に対して、引き続き、サービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度の趣旨・内容の周知を行うことにより、制度の普及を図ります。
- 住宅の管理及びサービスの提供が適正に行われるよう、登録事業者に対して必要な報告を求め、住宅への立入検査等を行うことで、入居者の安全、安心な生活が維持できるよう支援に努めます。

(6) お泊まりデイサービス

[概要]

- お泊まりデイサービスは、通所介護事業所の設備を利用して夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービス（宿泊サービス等）を提供するものです。
- 令和5年(2023)年9月で、17事業所が実施しています。

[基本的方向]

- 平成27(2015)年4月より「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」において、事業の届出や事故報告が義務付けられたほか、国より当該サービスを実施する場合のガイドラインが示されました。
- 県では、国のガイドラインや本県の利用実態を踏まえ、指針を策定するとともに、事業者に対して必要な助言・指導等を行うことで、利用者の尊厳の保持及び安全の確保に努めます。
また、事業の届出が義務付けられることを受け、当該サービスの実態把握に努め、届出の徹底を図ります。

(7) 在宅介護支援センター

[概要]

- 在宅介護支援センターは、在宅の高齢者やその家族に対し、総合的な相談に応じ、ニーズに対応した各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるよう行政機関や居宅介護支援事業所等との連絡調整を行い、高齢者及びその家族の福祉の向上を図る施設です。
- また、地域の実情に応じ、住民の相談を受け付け、地域包括支援センターにつなぐための窓口（ブランチ）としての役割を担っているセンターもあります。
- 在宅介護支援センターは、令和5(2023)年7月現在10箇所業務を行っています。

[基本的方向]

- ブランチ機能を有する在宅介護支援センターの取組を支援します。

(8) 老人福祉センター

[概要]

- 老人福祉センターは、高齢者の各種の相談に応じるとともに、高齢者の健康の増進、教養の向上、レクリエーションなどを支援する施設です。
- 令和5(2023)年4月現在で、17箇所設置されています。

[基本的方向]

- 高齢者の生きがいづくりや交流の場としての活用が見込まれるため、実施主体である市町村に対して運営状況の確認を行います。

(9) 市町村保健センター

[概要]

- 市町村保健センターは、地域保健対策の拠点として、健康相談、保健指導、健康診査など地域住民に対する保健事業活動の拠点となる施設です。
- 令和5(2023)年4月1日現在で、31箇所設置されています。

[基本的方向]

- 市町村保健センターが地域住民に対する保健事業をより効果的に実施でき

るよう、必要に応じ、市町村に対して助言を行います。

第2節 介護サービスに係る相談・情報提供体制の充実

1 相談体制の充実

(1) 地域包括支援センター

[概要]

- 地域包括支援センターは、高齢者やその家族に対して、各種保健福祉サービスや介護保険サービスに関する総合的な相談や、高齢者等に対する虐待の防止等の権利擁護に関する相談・支援などを行うとともに、必要な情報提供を行います。

また、対応が困難なケースへの対応など各地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）の活動を支援します。

[基本的方向]

- 各種の専門的な相談に対応できるよう、職員の資質向上や関係機関との連携の推進を支援します。

(2) 在宅介護支援センター

[概要]

- 在宅介護支援センターは、在宅の高齢者やその家族にとっての身近な相談窓口として、各種保健福祉サービスや介護保険サービスに関する相談等に応じるとともに、必要に応じて情報提供を行っています。

[基本的方向]

- 地域包括支援センターのブランチ機能を有する在宅介護支援センターの取組を支援します。

(3) 介護サービス相談員

[概要]

- 介護サービス相談員は市町村に登録され、介護サービス事業者等に派遣を行うことにより、利用者の疑問や不安の解消などに努めています。

- 介護サービス相談員に登録している市町村は、令和5(2023)年4月で、3市村です。

[基本的方向]

- 介護サービス相談員の派遣を行う市町村の取組を支援します。

(4) 高齢者権利擁護支援センター

[概要]

- 高齢者権利擁護支援センターは、市町村や地域包括支援センター等に対し、高齢者虐待の防止、成年後見制度の活用など権利擁護等について支援を行うことにより、高齢者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう支援する機関です。
- 高齢者虐待については、高齢者虐待対応専門職チーム（県弁護士会及び県社会福祉士会の会員から構成）と連携した相談窓口を設置しているほか、市町村、地域包括支援センター等の職員を対象とした孤立死防止会議等を開催しています。
- 高齢者のための成年後見制度の活用や相談、市町村職員や市町村社会福祉協議会等の職員に対する実務研修を開催しています。また、専門職種団体との連携を支援しています。

[基本的方向]

- 高齢者の権利擁護の支援機関として、高齢者やその家族を支える市町村や地域包括支援センターと連携するとともに、その取組を支援します。

(5) 福祉用具展示場

- 県福祉総合センター内に福祉用具展示場を設けており、福祉用具及び介護ロボットを展示し、見学・相談に応じるほか、効果的な活用方法や導入事例、導入効果を紹介するとともに、介護サービス事業者の職員等に対し福祉用具及び介護ロボットの貸出を行っています。
- また、介護ロボットは介護職員の身体的負担の軽減や介護業務の効率化につながることから、その有用性を介護職員等にも実感してもらうために研修会を実施するなど、普及・啓発に努めています。

2 サービス情報の提供及び苦情処理

(1) サービス情報の提供

[現況]

- 利用者が安心して保健福祉サービスを選択できるようにするためには、事業者の提供するサービス内容などの情報が利用者に適切に提供されることが必要です。
- 福祉サービス水準の維持・向上や、利用者が適切なサービスの選択に利用できるよう、福祉サービス第三者評価の普及促進が必要です。

[基本的方向]

- 利用者が安心して保健福祉サービスを選択できるよう、より効果的な情報の提供に努めます。
- 福祉サービス第三者評価の普及啓発を図り、利用者が自分のニーズにあった事業者を選択するための有効な情報を提供するとともに、県民の福祉サービスの選択肢の拡大に資するため、受審件数の増加に努めます。

(2) 介護サービス情報の公表

[現況]

- 高齢者やその家族等が適切な介護保険サービスを選択し、利用するためには、必要な情報を容易に入手できることが重要です。
- このため、介護保険の事業者または施設の開設者については、事業所の情報を公表することが義務付けられており、公表機関(県)により、インターネット上で公表するという「介護サービス情報^(*1)の公表」制度により実施しています。
- 令和4(2022)年度のアクセス件数は約2万8,800件(月平均で約2,400件)となっています。

[基本的方向]

- 利用者が安心して介護サービスを選択できるための情報の提供を行います。

*1 介護サービス情報：介護サービスの内容、運営及び財務状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護・要支援者やその家族等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するための情報。
介護サービス情報システムアドレス：<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>

(3) 介護保険の苦情処理

[現況]

- 介護保険の苦情処理については、様々な段階で対応できるよう体制の整備を図っています。
 - ・ サービス提供事業者や施設に対しては、苦情相談窓口が適切に運営されるよう指導しています。
 - ・ 介護支援専門員に対しては、利用者の苦情申立てに対し適切な対応や必要な援助を行うよう指導しています。
 - ・ 市町村は、第一次的な窓口として、利用者に対して十分な説明を行うとともに、事業者に対しても調査・指導・助言を行っています。
 - ・ 宮崎県国民健康保険団体連合会（以下「県国保連」という。）は、介護保険制度上の苦情処理機関として、苦情の申立てに基づき、事業者等に対する調査・指導・助言の権限を持って対応しています。
 - ・ 県は、事業者等に対する指導監査権限に基づき、苦情に関して事業者等が介護保険制度に基づいた適切な対応をとるよう指導しています。
- 地域包括支援センターにおける相談機能や関係機関との連携を強化し、より迅速かつ適切な対応を図っていくことが重要です。

[基本的方向]

- サービス提供事業者、施設及び居宅介護支援事業者に対して、苦情処理体制を整備し、苦情に対して迅速・誠実に対応するよう指導します。
- 県国保連や市町村等関係機関と連携を図り、円滑な苦情処理が行われるよう努めます。

第3節 介護給付適正化の推進

1 第6期介護給付適正化計画の策定

(1) 現状と課題

介護給付費は、介護保険制度発足当初に比べ、高齢者の増加やサービスの多様化に伴う利用拡大により急激に増加し、被保険者が納める介護保険料も大きく上昇しています。今後、令和7年(2025年)まで高齢者人口が、また、令和17年(2035年)まで後期高齢者人口が増加する見込みであり、それに伴い介護給付費も増加すると考えられます。

そのため、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な制度の構築に資するため、介護給付の適正化を図ることが重要です。

〈介護給付の適正化とは〉

介護給付を必要とする受給者を適切に要介護認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

(2) 介護給付適正化の推進（第6期介護給付適正化計画）

本県では、「第5期宮崎県介護給付適正化計画」（令和3(2021)年度から令和5(2023)年度）を策定し、県と市町村に加え、県国保連とが一体となり、その推進に取り組んできたところですが、厚生労働省の第6期に係る「『介護給付適正化計画』に関する指針」を受け、「第6期介護給付適正化計画」（令和6(2024)年度から令和8(2026)年度）を次のとおり策定します。

なお、本計画については、計画の評価や客観性・透明性を高めることが必要であることから、県ホームページ等により公表します。

2 介護給付適正化事業

(1) 市町村が行う介護給付適正化事業の概要

① 第5期の事業概要

市町村では、第5期計画に係る指針が示す主要5事業「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修、福祉用具購入・貸与の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」について、地域の実情に応じ実施しています。その他、給付実績を活用した適正化事業等についても、取組を検討しています。

② 第5期の取組状況

第5期宮崎県介護給付適正化計画で設定した令和4(2022)年度の主要5事業の目標値及びそれに対する実績値は、以下のとおりとなりました。

主要5事業について未実施の市町村がある理由としては、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大により訪問調査を自粛した」ことや、「人員体制の確保ができていない」ことなどがあげられています。

【適正化事業の実績値】

	令和4(2022)年度 (目標値)	令和4(2022)年度 (実績値)
要介護認定の適正化	100.0%	100.0%
ケアプランの点検	100.0%	100.0%
住宅改修の点検	92.3%	88.5%
福祉用具購入・貸与の点検	96.2%	92.3%
縦覧点検	100.0%	100.0%
医療情報との突合	100.0%	100.0%
介護給付費通知	88.5%	96.2%

$$\text{※目標値・実績値} = \frac{\text{その事業に取り組む(取り組んだ)市町村数}}{\text{全市町村数(26市町村)}}$$

③ 第6期の取組の方向性

ア 主要3事業の実施

第6期計画に係る国の指針では、市町村の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、適正化効果の高い3事業「要介護認定の適正化」、「ケアプラン等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」が主要事業として示され、市町村はこれら主要3事業を実施する必要があります。

また、「介護給付費通知」についても、適正化に繋がる取組であり、市町村は事業の実施を検討する必要があります。

イ 実施目標及び評価

第6期計画期間においては、市町村は期間内において実施する具体的な事業の内容及びその実施方法とその目標を実施目標として定めます。

また、各事業ごとに令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの毎年度ごとの目標の設定及び設定した目標に対する評価を行いながら、内容改善に取り組むなどPDCAサイクルを意識した効果的な事業展開を図る必要があります。なお、県は全県的な結果を取りまとめ、市町村に報告し、情報共有を図ります。(「5 市町村の目標設定及び評価」参照)

ウ 効果的な事業実施

市町村においては、県国保連の介護給付適正化システムで出力される帳票のうち、有効性が高いと見込まれる帳票を活用し、対象を絞り込んで点検・調査を行うなど効果的に事業を実施することが重要です。

また、事業年度終了時点で目標達成状況等の結果を「地域包括ケア見える化システム」等を活用するなどして公表することにより、事業の見える化を行うとともに、更なる目標達成水準の向上に努めていくことも重要となります。

エ 受給者の理解の促進

介護給付の適正化は、受給者にとって真に必要なサービスを事業者から適切に提供されるようにすることをねらいとしているので、市町村は、設定した目標やその評価状況についてホームページや広報誌によりわかりやすく公表することなどにより、サービスを受ける住民やその家族に対し、その目的や内容について理解を深めるよう努める必要があります。

オ 事業者等との目的の共有と協働

介護給付の適正化は、受給者に対して真に必要なサービスを実施することを通じて、事業者への受給者や地域からの信頼を高め、ひいては継続的な活動の基盤を強化し、事業者自身の健全な発展を推進するものでもあるため、市町村は、様々な機会を通じて事業者と適正化事業の目的を共有し、その実現に向けて協働して取り組むよう事業者や事業者団体に対して働きかけることが必要です。その際には、事業者に従事する介護支援専門員などの専門職にも目的の共有を働きかけていくことも重要となります。

カ 県及び県国保連との連携

適正化事業の実施主体は市町村ですが、一方で市町村の体制等に差があり、また、市町村単独では効率的・効果的に実施することが難しい取組もあることから、適正化事業の推進に当たっては、市町村、県、県国保連がそれぞれの主体性を尊重しつつ現状認識を共有し、一体的に取り組むことができるよう連携を強化していく必要があります。

その中で、県は適正化事業の推進に当たって、市町村が必要とする支援につ

いて把握するとともに、県国保連が提供可能な協力内容を把握し、両者の間に立って積極的に調整を行います。

(2) 県が行う介護給付適正化事業の概要

県は、介護給付適正化事業として、「指導監査等の実施」、「自立支援及び在宅医療・介護の連携支援」、「介護保険制度の周知」を実施しています。

また、県は市町村に対して、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように必要な助言及び適切な援助を行うべき立場にあるため(介護保険法第5条第2項)、市町村の介護給付適正化事業における進捗状況等を把握し、適切な助言や支援を行います。

3 市町村が行う介護給付適正化事業と県の支援方針

(1) 要介護認定の適正化

① 事業の内容

本事業は、要介護認定における認定調査等の精度向上を図るとともに、その調査内容について市町村職員等が点検を行うことにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図るために実施するものです。

具体的には、認定調査員や介護認定審査会委員に対する定期的な研修の実施や認定調査票において、認定審査会で必要とする記載があるかの確認等の適切な点検の実施及び再調査を検討することなどが挙げられます。

また、一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域差や認定調査項目別の選択状況について、他の保険者との比較分析等を行い、認定調査の平準化を図ることも重要です。

② 市町村への支援方針

県では、これまで国の要介護認定適正化事業の活用推進や認定調査及び介護認定審査会における留意点などについて、適宜市町村担当者会議等において周知をしてきました。

また、市町村における認定に係る知識及び技能の修得等を目的とする下記の研修事業を必要に応じ実施し、認定調査員や介護認定審査会委員等の資質の向上を図ります。

- ・ 認定調査員研修 (対象:認定調査員)
- ・ 介護認定審査会委員研修 (対象:介護認定審査会委員)
- ・ 主治医研修 (対象:要介護認定の主治医意見書を作成する医師)
- ・ 介護認定審査会運営適正化研修 (対象:介護認定審査会事務局職員等)
- ・ 厚生労働省要介護認定適正化事務局による技術的助言

(2) ケアプラン等の点検

(2-1) マニュアル等に基づくケアプランの点検

① 事業の内容

介護支援専門員が作成する要支援及び要介護認定者の介護サービス計画（以下、ケアプラン」という。）について、ケアマネジメントのプロセスを踏まえた「自立支援」に資する適切なものとなっているかを、市町村が介護支援専門員と一緒に検証確認するものです。

② 市町村への支援方針

事業に取り組む市町村数が増加することやケアプランの質の向上を図るために、マニュアルの活用方法についての研修（ケアプラン点検研修会）を行います。

さらに、市町村の状況に応じてケアプラン点検の現地説明を行うなど、支援の充実を図ります。

(2-2) 住宅改修、福祉用具購入・貸与の点検

① 事業の内容

・ 住宅改修の点検

在宅の受給者が、手すりの取付け等、日常生活を維持する上で必要な改修工事を行う際に、市町村が施工前に受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時に訪問調査等を行うことにより、改修内容が受給者の状態に適したものであるかの点検を行うものです。

・ 福祉用具購入・貸与の点検

受給者の状態像に適した福祉用具の選定がなされているかを確認するために、市町村が福祉用具利用者宅への訪問調査並びにケアプラン及び福祉用具に係る計画の点検を実施するものです。

特に軽度の受給者に対しては、一部の福祉用具について一定の条件を満たさなければ支給対象とならないものがあるため、その判断が介護支援専門員及び福祉用具貸与事業者によって適切になされているかを、ケアプラン、サービス担当者会議での検討内容、主治医の意見等により確認します。

② 市町村への支援方針

受給者が在宅で自立した生活を送る上で、自宅の快適性・安全性の確保及び適切な福祉用具の利用は必要不可欠です。

そのため、市町村が住宅改修及び福祉用具貸与・購入について関係機関と連携して関係書類の点検及び受給者宅への訪問調査を実施していくことが重要であり、市町村は、主体的に事業を実施していくとともに、県は市町村に対して、点検を実施するために必要な助言を適宜行います。

(2-3) 地域ケア会議

① 事業の内容

地域ケア会議は、地域包括支援センターまたは市町村が主催し、設置・運営する「行政職員をはじめ、地域の関係者から構成される会議体」と定義され、個別ケースの支援内容の検討を通じ、地域の介護支援専門員のケアマネジメント支援、地域包括支援ネットワークの構築、個別ケースの課題分析を行うことによる地域課題の把握等を目的に実施されるものです。

② 市町村への支援方針

市町村及び地域包括支援センターが、利用者の自立支援・重度化防止に向けて多職種協働による有効的な地域ケア会議を実施できるよう、情報提供、研修の開催、理学療法士などの専門職の派遣、地域ケア会議の普及などの支援を行います。

また、ケアプランを作成する介護支援専門員の技能向上に資するよう、市町村職員のファシリテーション能力向上や、リハビリテーション専門職や栄養士等の専門職に対するアドバイス能力向上に係る研修会を行います。

(4) 医療情報との突合・縦覧点検

① 事業の内容

医療情報との突合とは、県国保連が医療及び介護の審査支払業務により保有する入院等の医療情報と介護情報を突合した結果（医療給付情報突合リスト）を元に、市町村が二重請求や誤った請求等の有無の確認を行うものです。

また、縦覧点検とは、県国保連から提供される複数月の明細書における算定回数確認やサービス間・事業所間の給付の整合性を確認するための縦覧点検結果情報をもとに、市町村が受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見し、適切な処置を行うものです。

医療情報との突合及び縦覧点検は、県国保連の適正化システムの帳票を活用して行います。縦覧点検については平成28(2016)年度当初から、医療情報との突合については、平成28(2016)年度途中から、県国保連と全市町村との委託契約により実施されているところです。厚生労働省によると、当事業は、費用対効果が最も見込まれる事業とされており、本県においても全市町村において着実に実施するとともに、実施件数の増加を図る必要があります。

② 市町村への支援方針

縦覧点検及び医療情報との突合は、適正化事業の中でも優先的に取り組むべき事業であることから、第6期計画期間においても、市町村から県国保連への委託を推進することとします。また、県と県国保連の連携をより一層強化し、市町村支援のための更なる方策等を検討し、実施していきます。

(4) その他の事業

- ・ 介護給付費通知

① 事業の内容

市町村が、受給者本人（又は家族）に対して、事業所からのサービスの請求状況及び費用等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適切な請求に向けた抑制効果をあげるものです。

介護給付費通知については、すぐに給付費削減につながるといった費用対効果が現れる性質のものではありませんが、積極的な実施が望まれる事業です。

② 市町村への支援方針

実施していない市町村は、これまで述べた当事業の趣旨を理解し、実施を検討する必要があります。また、既に実施している市町村も以下のような工夫をし、より効率的・効果的な事業にしていく必要があります。

- ・ 通知の範囲を効果の期待できる対象者・対象サービスへ絞り込む
- ・ 介護認定の更新・変更の時期など受給者の理解を求めやすい時期での送付
- ・ 通知内容を理解するための説明文書やQ&Aなどの同封
- ・ サービス提供事業者への給付費通知についての周知

県は、実施していない市町村に対して、実施している市町村の実施方法を紹介するなどのサポートを行うほか、県国保連は業務委託を検討している市町村との連携を密にし、要望があれば、できる限り取り入れるよう努めていく必要があります。

(5) 市町村の主要3事業の目標値

第6期計画期間における主要3事業の目標値は、次のとおりとします。

最も効果が高い「医療情報との突合・縦覧点検」については、既に全ての市町村で取り組んでいますが、引き続き実施するとともに、実施件数の拡大に取り組むことを期待します。また、その他の事業については、令和8(2026)年度までに全ての市町村で取り組むことを目指します。

【適正化事業の目標値】

		令和6 年度 (2024)	令和7 年度 (2025)	令和8 年度 (2026)
①	要介護認定の適正化	100.0%	100.0%	100.0%
②	ケアプランの点検	100.0%	100.0%	100.0%
	住宅改修の点検	96.2%	100.0%	100.0%
	福祉用具購入・貸与の点検	96.2%	100.0%	100.0%
③	医療情報との突合	100.0%	100.0%	100.0%
	縦覧点検	100.0%	100.0%	100.0%

$$\text{※目標値} = \frac{\text{その事業に取り組む市町村目標数}}{\text{全市町村数 (26市町村)}}$$

4 県が行う介護給付適正化事業

(1) 指導監査等の実施

① 実効性ある指導監査業務の推進

指導監査業務を担う県職員に対して、人員配置や経験年数等により、指導監査の技術や指導内容に差が生じないように、介護報酬等の知識修得や指導技術の平準化のための研修を実施します。

あわせて、関係部局等と連携して介護サービス事業者に対する集団指導を実施することで、情報の共有化を図るとともに、実効性ある指導監査業務を推進します。

また、地域密着型サービスの指導監査を担う市町村に対しても、研修やヒアリング等を通して適宜助言・指導を実施します。

② 介護サービス事業者に対する指導・啓発の実施

ア 集団指導

改正介護保険法の令和6(2024)年度からの施行に係る趣旨・目的の周知、介護報酬請求に係る過誤・不正の防止について、必要に応じて適宜集団指導を実施します。

イ 運営指導

介護サービス事業者に対する指定基準、運営基準及び介護報酬請求に係る指導等を実施します。

ウ 監査

著しい基準違反や不正請求が確認された場合や苦情・通報等が寄せられた場合は、必要に応じて関係部局等と連携して監査を実施し、適切な措置を講じます。

③ 苦情・通報情報等の把握、分析及び共有

利用者等からの苦情及び市町村や事業所等からの通報等について、関係機関と共有を図るとともに、必要に応じて、立ち入りや指導監査を実施します。

また、適切な介護保険サービスの確保、介護保険制度の円滑な実施に資するため、苦情処理業務を行う県国保連に対し、必要経費について助成を行います。

(2) 自立支援及び在宅医療・介護の連携支援

在宅において医療と介護の両方を必要とする高齢者に対して、自立支援につながる適切な医療系サービスの提供が行われるよう、介護支援専門員の多職種協働に向けた取組や医療との連携を支援するための研修会を開催します。

(3) 介護保険制度の周知

各市町村においては、広報誌での広報をはじめ、あらゆる機会を通じ、制度の周知を図っているところではありますが、県としても、引き続き、適正な介護サービスを利用してもらうために、県庁出前講座などでの説明会や県庁ホームページに「なるほど・ザ・かいごほけん」を掲載することなどを通じて、介護保険制度についての理解の促進を図ります。

5 市町村の目標設定及び評価

市町村が行う介護給付適正化事業は、本来発揮すべき保険者機能の一環として自ら積極的に取り組むべきものであるため、第5期計画期間において、市町村はPDCAサイクルを活用し、自らの「実施目標」及び「年度ごとの目標及び評価」を設定します。

(1) 実施目標

実施目標とは、第6期計画期間内において実施する具体的な事業の内容及びその実施方法とその目標のことをいいます。

実施目標は、本適正化計画の内容を勘案しながら、主体的かつ可能な限り具体的に設定します。市町村は、県が定める様式により実施目標を設定し、令和6(2024)年6月末までに県に報告を行います。

(2) 年度ごとの目標及び評価

年度ごとの目標及び評価とは、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの毎年度ごとに目標を設定し、前年度の評価を行うことをいいます。

市町村は、毎年度末に県が定める様式により前年度の評価及び次年度の目標設定を行い、毎年度7月末までに県に報告を行います。

第4節 災害や感染症への備え・介護現場の安全性の確保等

1 災害への備え

[現況]

- 近年、全国的に風水害などの自然災害が多発しており、令和2(2020)年7月豪雨では熊本県球磨村の特別養護老人ホームにおいて、多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害が発生するなど、台風や豪雨による浸水被害等により、介護保険施設等における犠牲者が相次いでいます。とりわけ、その犠牲者の多くが高齢者となっていることから、災害発生時の避難等に特に支援を必要とする高齢者などの避難行動要支援者が安心して避難できるための体制整備や避難所の確保等を行う必要があります。
- 高齢者等の地域の災害時要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重症化などの二次被害が生じる恐れがあります。
- これらの方が、避難生活終了後、安定的な日常生活へと円滑に移行するためには、避難生活の早期の段階から、その福祉ニーズを的確に把握するとともに、可能な限りそのニーズに対応し、生活機能の維持を支援していく体制の構築が喫緊の課題となっています。

[基本的方向]

- 災害対策基本法^(*2)に基づき、災害時に高齢者などの避難行動要支援者が円滑に避難できるよう、市町村が行う避難支援に関する計画策定等の取組等を支援します。
- 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設のうち、水防法や土砂災害防止法に基づく避難確保計画を作成していない介護保険施設等については、市町村の関係部署と連携し、早期に避難確保計画を作成し、避難訓練を実施するよう指導します。
- 市町村が介護保険施設等と連携して行う、災害時の福祉避難所の指定等を促進します。

*2 災害対策基本法：昭和34年の伊勢湾台風を契機に昭和36年に制定された、日本の災害対策の最も基本となる法律。
平成23年の東日本大震災の教訓を踏まえ、平成24年度、25年度の2次にわたり、大規模広域な災害に対する即応力の強化、住民等の円滑かつ安全な避難の確保等を内容とする見直しが行われ、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられた。また、令和3年度の法改正では、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされた。

- 避難所等における高齢者など、災害時要配慮者に対する支援を行う医療・保健・福祉分野の関係団体による災害支援チーム（DMATやDWAT、JRATなど）の効果的、効率的な派遣体制構築のため、総合調整を図る宮崎県保健医療福祉調整本部や各災害支援チームにおける研修や訓練を実施します。
- 介護保険施設等の利用者が津波等の災害時に円滑に避難できるよう、各施設等において、避難時の人員体制の確保や避難経路等を再度確認するとともに、非常災害時には市町村の避難情報に基づき早めに避難するなど、利用者の安全確保に向けた対策を講じるよう促します。
- 介護保険施設等の利用者が災害が発生した場合にあっても、継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画の策定や研修、訓練が実施されているか、国の通知やガイドラインを踏まえ、実地指導等を通じて災害時における対策を推進します。

2 感染症への備え

[現況]

- 令和2(2020)年以降の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、介護保険施設等においても職員や利用者の感染等により各種サービスの提供の継続が困難となる状況が生じました。介護保険施設等が提供する各種サービスは、利用者やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者が必要とする各種サービスを継続的に提供することが重要です。
- 感染防止対策として最も重要な取組は「感染経路の遮断」であり、そのため、病原体を「施設内に持ち込まない」「施設外に持ち出さない」「施設内に広げない」ことが必要です。
- 高齢者は感染症に対する抵抗力が弱く、重症化リスクも高いため、介護保険施設等においては、利用者が感染しないよう、日頃から適切な感染防止対策を講じる必要があります。
- 介護保険施設等で感染症が一旦発生すると集団感染する可能性があるため、適切な初動対応など、感染を広げないための対策を講じる必要があります。

[基本的方向]

- 日頃からの備えとして、手指消毒や職員・入所者の健康管理、手に触れる場所の清掃・消毒、衛生用品の備蓄など、標準的な感染防止対策を徹底するよう

介護保険施設等を指導します。

- 日頃からの感染対策、有事の際の備えとして、施設職員等に対して研修会を実施するなど、感染症対策に関する職員の資質向上を支援します。
- 介護保険施設等において、発生時には施設内及び関係機関と速やかに情報共有や初動対応ができるよう、事前の体制を整備するとともに、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画の策定や研修、訓練が実施されているか、国の通知やガイドラインを踏まえ、実地指導等を通じて、万一感染者が発生した場合でも感染拡大を防止するための対策を推進します。

3 介護現場の安全性の確保等

[現況]

- 介護現場において、利用者の安全性を確保し、リスクマネジメントを推進するためには、県や市町村において、介護現場に対する指導や支援等を行うことが重要です。

[基本的方向]

- 利用者に安全なサービスが提供されるよう、国における事故情報収集・分析・活用の仕組みの構築を見据え、報告された事故情報を適切に分析し、介護保険施設・事業所に対する実地指導や情報提供などを行います。